

# 第7回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育部庶務課	
開催日時	平成28年7月13日 午後1時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	菅谷 眞（委員長）、藤原 孝子（委員長職務代理者）、樋口 郁代、北川 英恵、三田 一則（教育長）
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、統括指導主事2名
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人0人	
非公開・一部公開 の場合は、その理 由	第23号議案、報告事項第6号、第7号は人事案件のため非公開とする。	
会議次第	<p>第23号議案 臨時職員の任免について</p> <p>報告事項第1号 平成28年度豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査結果（速報値）について</p> <p>報告事項第2号 平成27年度 問題行動調査結果について</p> <p>報告事項第3号 中学校情緒等通級指導学級新設に伴う通級地区割りの変更について</p> <p>報告事項第4号 夏季休業中の生活指導について</p> <p>報告事項第5号 平成29年度新入学に関するスケジュール</p> <p>報告事項第6号 臨時職員の任免について</p> <p>報告事項第7号 臨時職員の任免について</p> <p>報告事項第8号 7月8日給食の献立を変更した経緯と今後の対応について</p> <p>報告事項第9号 豊島区立池袋本町・池袋中学校小中連携校落成式次第</p> <p>報告事項第10号 池袋中学校運動場整備その他工事請負事業者について</p>	

菅谷委員長)

ただいまから第7回教育委員会定例会を開催します。

本日の署名委員は、北川委員と樋口委員にお願いします。

それでは、早速案件に入らせていただきます。

(2) 報告事項第1号 平成28年度 豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査結果(速報値)について

菅谷委員長)

最初に、報告事項第1号、平成28年度 豊島区基礎的・基本的な内容の定着に関する調査結果(速報値)について、指導課から説明をお願いします。

<指導課 統括指導主事 資料説明>

菅谷委員長)

詳しく説明していただきましたけれども、この結果につきまして、ご質問やご意見はありますか。

藤原委員)

私は、今のご説明をお伺いして、いかに授業をする教員の授業改善が進んでいるか否かで子供たちの学ぶ意欲や学ぶことを好きになれるかという、いろいろなことが変わってくるのだと実感した次第です。

ぜひ良い授業をしている、特にアクティブな授業改善を行っている先生から学ぶ機会を設定していただければと思います。

子供たちが嫌いだとか、楽しくないと感じたときには、もう学ぶ意欲の低下に直結していると思います。ですので、ぜひアクティブラーニングを視野に入れてしっかりやっていただければと思いました。

樋口委員)

ありがとうございました。細やかな分析は大変だったと思います。感謝申し上げます。

何点が質問したいのですが、4月22日に実施しているということは、前学年の内容の定着を図っているという意味合いなのでしょうか。

統括指導主事)

樋口委員のおっしゃる通り、前学年の学習内容が身につけているかを測るテストでございます。

樋口委員)

二つ目に、問題を見ていないので何とも言えないのですけれども、考察のところに思考力・判断力等々を上げる必要がある、と書いてあります。もちろん、そのことも必要だと思えますし、基礎・基本の内容の定着と思考・判断・表現は、両方とも結び合って伸びていくものとは思いますが、基礎・基本の内容の定着の調査ということなので、その部分に特化していくとさらに良いと思います。

つまり、この調査で思考・判断・表現のところに注目するより、いわゆるベーシックを繰り返すというふうにしていき子供たちに定着させるかというところにスポットを当てた方が学校はやりやすいのではないかと思います。

それから、27年度と28年度を同じ学校のそれぞれ同じ学年で比較しています。それも必要なのですが、統括もおっしゃってくださったように、個の伸びの追跡によって、学力の定着を図るところを大事にしていかれると大変良いのではないかと思います。

今、藤原委員がおっしゃったように、ぜひ、優れた先生の指導法を学校・区全体で広げていただければ、とてもうれしいと思います。

菅谷委員長)

他に何かご意見はありますか。

指導課長)

今、お二人の委員の先生方からお話をいただきましたとおり、各学校における校内研究及びOJTをさらに推進していき、各学校の中における模範となる授業を校内の中で互いに見合い、互いの教員の授業力を向上していきたいと考えております。

今度の授業改善推進プランの際にも、その点については各学校管理職に指導してまいりたいと思っております。

菅谷委員長)

ほかにありますか。

三田教育長)

そもそも基礎的・基本的な内容の定着に関する調査については、昨年度からテスト業者を変えました。これは、今まで毎回問題が違うために、傾向はわかるけれども、学習履歴を見据えて、指導法の改善に繋がるような比較・検証データがなかなか出てこないということに変えたわけです。ですから、同質の問題を使用し、共通因子に基づいた比較を行いますので、やはり学年で見ることが良いのか、経年で見ていくことが良いのか、あるいは両方必要なのか、分析の手法がまだ定着し切れていないと思います。学校のヒアリングと合わせて、しっかりと基軸を据えて手法を決めていかなければ、変えた意味がありません。

もう一点、この業者に変更した理由ですが、ハイパーQUと学力の関係や、人間関係づくりといじめの関係について、一元的に比較・調査できるような方法を考えていこうという意図で取り入れた経緯がありますので、それにかみ合った分析も今後必要になってくると思います。ぜひ、子供たちが学びに挑むような学級風土ができているのか、授業改善ができているのか、あるいは教師との人間関係や言語活動の中での学力の把握が定着しているのか等の関連づけをしていく必要があるのではないのでしょうか。

昨年度の研究発表校を見ていると、非常に授業改善が進み、アクティブラーニングの要素を構成する、素晴らしい到達を果たしている学校が目立ちました。授業改善と学校の取組との関連というのが、それぞればらばらに捉えられては、いけないと思います。今

回の資料は、数字の分析ですが、是非、そうしたことも学校の授業ヒアリングのときには関連づけていただければと思います。学校独自の思いだけでやってきても、なかなか教化しにくい部分があると思いますので、共通の視点を明確にして、授業改善に取り組んでいただきたいと思います。

それから、理科と社会については、数年前からずっと指摘してきていますが、改善できないというのは、どこに原因があるのでしょうか。私は、数値だけで分析するのではなく、具体的な回答率の高い教科の中での指導はどうだったのか、回答率の低いところは、どうしてその問題ができないのかということを、問題に立ち入って指導を考えていかなければ原因が見えてこないと思います。特にこのような問題は、教師が数字だけ見ても、どこを改善すればいいかということがよくわからないと思いますので、問題の事例をクリッピングして、それを分析してみないと改善に繋がりません。今まで8年間このような調査に基づいて、授業改善をやってきたはずですが、全体的には向上していると思いますが、理科と社会だけは横ばいというより、むしろ下がっているということについてはどこに問題があるのかが伝わってきません。その辺はどうなのでしょう。

統括指導主事)

まず、どこの問題ができていないのかということについては、こちらの資料では、まだお示しできていないのですが、各学校、学級ごとに、例えば、理科でいえば昆虫と植物という領域ごとの得点率が良かったのか悪かったのかということが全教科で示すことができます。各学校で何ができており、何ができていなかったのかということを経年ごとに、もしくは問題ごとに見ることができますので、それを授業改善ヒアリングで役立てていきたいと考えております。

また、最初にご指摘のありました、経年で見るとということにつきましては、今回は、資料としてお示しできなかったのですが、授業改善ヒアリングを行う際に学校がもとにするシート、指導課のほうから出しているシートで、経年の比較をするグラフが自動的に作成できるようになっております。そういった資料を基にして、授業改善ヒアリングを行いたいと考えております。

菅谷委員長)

まだ速報値ですから、細かい分析が十分できていないことはよくわかります。今の経年の部分については、毎回経年で見ることが大事だという話が出ていますので、次回以降詳しい分析ができ上がったところで教えていただければと思います。

経年で見るとということでは、例えば、理科が好きな児童の割合という資料がありますが、6ページの平成27年のF小学校は60.5%の人が好きだったわけです。ところが28年になると、15%になっているわけです。27年と28年の資料は同じ学校の同じ対象でのものです。ですから、60%好きだった人が1年たったら15%しか好きだという人がいなくなってしまうということですから、すごく大きなデータです。これは内容がよくわからなくなったので好きではなくなってしまうとか、あるいは、先生が気に入らな

いから好きではなくなってしまったとか、いろいろな理由があると思います。ですから、そのような細かい分析を引き続き行うことで、急激な変動をある程度抑えていけるのではないかと思います。

一例ですが、このデータから様々な分析ができるということは間違いのないと思います。次の解析結果を期待しています。

### (3) 報告事項第2号 平成27年度 問題行動調査結果について

菅谷委員長)

それでは、報告事項第2号、平成27年度 問題行動調査結果の速報値について、説明をお願いします。

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

ただいまの説明に対して、ご意見やご質問はありますか。

北川委員)

この問題行動調査というのは、どのような形で調査して上がってきている内容なのかを教えてください。

指導課長)

これにつきましては、毎年、文部科学省から調査が入るものがございます。文部科学省から東京都教育委員会、そして東京都教育委員会から各区市町村教育委員会に通知が参りまして、各小学校、中学校にこれに関するものも含めて、調査を依頼するところがございます。そしてその結果をまとめたものが今日の問題行動調査の集計結果となっております。

北川委員)

これは先生の方で把握しているということですか。子供にアンケートを取ってということではなく、先生のほうで把握している数値ということですか。

指導課長)

原則そうでございますが、子供たちへのアンケート等も区独自として、実施をしておりますので、その中からいじめ等については細かいところから注意を払い、そして集計に反映させているところもございます。

統括指導主事)

子供たちへのアンケートは、学期ごとにほぼ全校でやっております。また、豊島区独自でいじめについての実態調査を行っており、これは個人名・内容等を、全て報告をさせていただいております。また、不登校につきましては、教育センターと連携しまして登校支援シートを各個別に作成しておりますので、それらが一つ指標になります。

それから、東京都教育委員会からも、ふれあい月間ということで、学期に1回、調査が入ります。これら全ての調査をもとにして、学校の方は回答を作り、この問題行動調査に数を反映して報告をしていただきます。さらには、その結果につきまして指導主事のほう

から各学校について詳しい内容を聞き取り、今回の数字になっているというところがございます。

藤原委員)

この問題行動調査の中で、不登校の出現率が上昇していること、そして、いじめについても件数が多くなっていることについて、非常に危機意識を持ちました。

また、教育センターで不登校の対策会議を実施しているかと思いますが、学校の危機意識はどうか、そのあたりについてお尋ねしたいと思います。

教育センター所長)

教育センターでは、5月から9月の間に不登校の対策会議を実施しております。対策会議におきましては、学校の管理職、生活指導主任、担任及び教育センター、そして指導課、そして教育センターのスクールソーシャルワーカーも参加して、不登校の児童生徒、それから問題行動についての支援や内容、未然防止について検討をし、その指導内容や今後の見通しを立てた対策を立てております。

学校につきましては、大変多くの先生方に時間をつくっていただき、全員が参加しています。9月までに30校全ての小・中学校が不登校対策会議に出て、不登校だけではなく、その中に出てくる家庭の問題やいじめにかかわる問題についても、教育センターと指導課で対策を練って頑張っているところでございます。

また、この不登校対策会議につきましては、その後、適応指導教室への入級や教育センターの教育相談とのつながり、そして校内のスクールカウンセラーの活用、そして、さらには教育センターのスクールソーシャルワーカーの活用というふうに、さまざまな問題についての対策を進めているところでございます。

三田教育長)

問題行動調査というのは、文部科学省が経年で毎年調査をしているもので、東京都教育委員会、豊島区教育委員会と基礎的自治体から調査結果を上げていって、文科省が最終的に集約して、公表しているものです。中身としては、いじめや不登校、暴力行為などの、いわゆる学校で発生する問題行動と言われている内容について、関連する部分もありますが、個別にデータを調査して事案として上げているというものでございます。今回は、東京都へ上げたデータを豊島区のレベルでどれだけ集約したかということで報告していません。

これは、例えば非行や暴力で荒れた時期は、そこが中心となった調査になり、不登校問題が起こったときにはそこがボリュームアップした調査になり、先般のようにいじめが続々と発生して、自殺にまで至るケースがあれば、いじめの調査内容の質が高められるというように、今まで積み上がってきたものです。

それから、藤原委員からも大変重要なご指摘がありました。昨年、問題行動調査の中で、京都府が全国の数値に比べて、非常にいじめのデータが多かったのです。これをどう見るか、いろいろな議論を呼んだのですが、いじめ防止対策推進法ができて、いじめとい

うのをどのように見るかという、いじめの基準がその時々で大きく3回変わっているのです。当初は継続的な精神的、肉体的苦痛を与えるものというもの、次が、一定の人間関係の中において、という言い回しになり、今回は本人がいじめられていると感じたらいじめなのだというのが法律の精神であり、いじめの規定です。

ですから、非常に犯罪性の高いレベルのいじめもあれば、もう初期段階の発生の芽といういじめもあります。それらを全ていじめなのだとカウントしなさいというのが国の考え方です。

そういうことで、逆に京都のような調査方法が、正確に初期段階のデータを把握して、適切な初期対応ができるということから、そういう調査に切りかえていきなさいということです。今までは、これはいじめだ、いじめではないという保護者と学校の間での見解の違いがあり、死に至ってしまったときに大変な社会問題になります。大津の事件の問題もそうです。そういうことを防止するために、初期のうちに手をつけられるような把握をしなさいというのが今の流れです。私は報告が上がってきたときに、昨年より今年はいじめ件数が増えているということについて、指摘をしましたが、そういった考え方だということです。

また、報告については改善してもらいたい点があります。例えば、1ページの考察の中で、「情報を把握し指導を行った」「きちんと謝罪した」「保護者への連絡も行って、家庭と連携した指導を行った」と書いていますが、この切り口が全然わかりません。

例えば、「こういう連絡を丁寧に保護者と行って理解を得た」という具体的な表現が全く見られません。調査内容は、最終的には国へ数字でデータが上がっていき、傾向的なものを全国的に見ていくのですが、地教委が果たさなければならない役割というのは具体的なものです。極めて具体的なものでないと解決に至らないのです。ですから、地教委の段階でこういう文言で転換がされてしまうと、教育委員会自身にリアルな実態が伝わってこないのだと私は思っています。

東京都全体では、いじめ防止等対策を推進するための6つのポイントというので、第1のポイントは、どんな軽微ないじめも見逃さないということです。こういう考え方が貫かれてデータ集積されています。ですから、一見件数が増えたように見えることでも、逆にそのことによって指導の体制、スクランブル体制がきちんと初期の段階で取れるという考え方に切り替えたということで受け止めていく必要があります。

第2のポイントは、教員一人で抱え込まずに、学校が一丸となって取り組むということです。教員の指導力によって、いじめが発生したりしなかったりするというようなものではないということで、校内委員会の即応体制が整っています。昨日のいじめ対策委員会の中では、この取り組みに学校間の温度差があるということでした。ですから、それをどうしていくかというのが本区の課題ということをして、この場でしっかり教育委員の先生に報告してもらいたいと思います。

第3のポイントとして、相談しやすい環境の中で子供を守り通すということです。例え

ば学校で相談できない場合でも目安箱を置くとか、いろいろな工夫をして、子供の声がかちんと反映できるような相談体制を整えておくことが重要です。週1回とは言えど、カウンセラーも全校に配置されていますから、何か困ったらすぐ相談できる体制等、いろいろな工夫があるはずで、これを大事にしようということです。

第4のポイントは、子供たちが自分たちで考えて行動できるようにしようということです。今年から豊島区でも新しい教科である道徳を先行実施しています。やはり、子供たちにこういう問題をしっかり考え、自分の問題として受けとめてもらいたいと思います。加害者の場合でも被害者の場合でも、それから傍観している者も、それぞれにどんな問題を起こしているのかということをしっかり自分の頭で考え、改善し、行動できるという人に育てたいということがポイントです。

それから5番目のポイントは、保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図ることです。これは、本区でも問題を抱えています。保護者が学校にいじめられたらいじめ返せと言って、暴力沙汰になり大けがをさせてしまった例がありました。手術をしなければいけないような事態に至りました。ところがその保護者は学校とは話し合わず、うちの子はいじめられていると主張し続け、事件を起こしてもなお、いろいろなところに言い回っていました。ようやく学校と話し合う機会ができましたが、小学校時代からの問題を持ち出しています。ということは、小学校からずっと、その子も親も改善しているとは感じていないのです。そのような事案も抱えていますので、保護者との問題は、本区が抱える非常に大きな問題の一つだと思っています。外国人児童・生徒の保護者の考え方も、必ずしも私どもが考えている方針と同じような考えではないケースもあり、課題になっています。

6番目のポイントは、社会全体でいじめ問題に対峙するということです。

資料の第2章に四つの段階に応じた具体的な取り組みとあります。まずは未然防止で、そのようないじめを生まない学校風土を作ること、それから早期発見すること、早期対応すること、そして重大事態への対応ということで、このような四つの層で見ていこうということです。

いじめをしない・発生させないためには、人に優しくし、思いやりを持って行動するというのを日常的・積極的に取り組んでいくような教育をしていこうというのが、豊島区の条例を生み出した原理論なのです。

ですから、これを明確に打ち出して、問題行動調査を見ていくような分析を是非、第二弾の状況分析でやってもらいたいと思います。昨日のいじめ対策委員会では、非常に貴重な意見、学校の違い、どのように情報交換していったらいいのだろうかといった、改善に繋がる重要な発言がたくさん出ています。そうしたことも文書で報告していただきながら、次の問題分析に繋げていってもらいたいと思います。

樋口委員)

器物破損は、見逃したら絶対に次は人間に繋がっていきます。この辺の認識はどのようなのでしょうか。特に小学校で2件あり、倉庫の鍵を壊したとか、わざとしていると思うので、

このあたりのところをしっかりと認識させる必要があると思います。

それから、不登校のところの考察で、教育長の今のお話と少し重なるのですが、昨年より増加したと書いてありますが、増加の原因が何だったのかというところの方が私は大事だと思いますが、分析がありません。

大事なのは、加害者と被害者にどういった指導をしたかだけでなく、傍観者がいるわけですから、それが個と個の関わりであったにしても、絶対知っている子たちがいるわけです。全体に対して、どのように指導したのかということが気になります。そういう土壌づくりといえますか、いじめを生まない土壌づくりをどうなさっているのでしょうか。

それから、最後のページの2年生の事案で、その中で2学期の表現で、担任は被害児童に云々かんぬんを指導したという表現になっていますが、「指導」ではないです。被害者なのですから、「支援」したはずです。つまり、こういうところにいじめに対する認識力が出てくると思います。

最後の中学生にしても、今、具体的な主訴は上がってないということですが、もしかして沈んでしまい、教員たちが見えないふうになっているのかもしれない。学校から上がってきたこのような言葉をうまく捉えて指導していただきたいと思います。

私は数値やご報告は本当にありがたいと思うのですが、だから事務局はどうしたいのか、どのように学校を指導したり支援したりしているのか、事務局はこれを見て、どう思ったのかなど、生の声が聞きたいです。

三田教育長)

指導主事の間で、きちんとこれを検討して分析をする作業が少し足りないのではないのでしょうか。忙しいのはわかりますが、あえてセッティングをしてすべきですし、やはり教育委員会に担当者が、生の実態をお伝えできていないということが、そもそも運営上問題だと思います。ぜひ次回は、いろいろとご指摘のあったところを改善してもらいたいと思います。

一つ一つのケースについて、普段からどのように対応しているのかということの丁寧な積み重ねの結果だと思いますので、その辺の指導の改善をお願いしたいと思います。指導主事のメンバーが変わって、体制もいろいろと変わるかと思いますが、教育委員から求められているのはもっともっと、年々歳々、重い課題を背負っているわけなので、気持ちを引き締めてやってもらいたいと思います。

統括指導主事)

今、ご指摘いただきました点につきまして、担当・統括指導主事がきちんと打ち合わせや聞き取り等を行い、再度精査いたしまして、ご報告させていただきたいと思います。

菅谷委員長)

今、お話のように、もう少しこれについては検討することがあろうかと思いますが、今日のところはこれで終わらせていただきます。

(4) 報告事項第3号 中学校情緒等通級指導学級新設に伴う通級地区割りの変更について

菅谷委員長)

それでは、続きまして、報告事項第3号 中学校情緒等通級指導学級新設に伴う通級地区割りの変更についてです。

<教育センター所長 資料説明>

菅谷委員長)

新しく西巣鴨中学校に新設されるというご報告でございますので、特にご質問なければ、これについては了承いたしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第4号 夏季休業中の生活指導について

菅谷委員長)

続きまして、報告事項第4号、夏季休業中の生活指導について、指導課から資料の説明をお願いします。

<指導課長 資料説明>

菅谷委員長)

これにつきましては毎年、夏季休暇の前に生活指導のことでいろいろご指導いただいているわけですが、特に昨年と大きく変わったところがありますか。

指導課長)

SNSにつきましては、最近大きな社会問題となっておりますので、その点については各学校で徹底をしてほしいという内容について伝えました。

菅谷委員長)

どうもありがとうございます。この件についてはこれで終わります。

(6) 報告事項第5号 平成29年度新入学に関するスケジュール

菅谷委員長)

それでは続きまして、報告事項第5号 平成29年度新入学に関するスケジュールについて、学務課から資料説明をお願いします。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

昨年までの数年間、3月の末日になっても子供の行く学校が決まらないというような事案が立て続けに発生していました。私はこんなことがあってはならないということで、いろいろな行政運営のあり方について、検討するように指示をしていました。

本区が実施すべき制度、就学时健康診断、そして就学时健康診断後の入学措置までの手続が最低でも1月には完了すること。個別の相談などがあっても、最低でも2月には、きちんと入学説明会で自分の学校がどこかということがわかるようにして、希望を持って入

学できるようにしてもらいたいという改善策です。私も十分承知した上で検証しているものでございます。

菅谷委員長)

今、教育長からの追加の説明がございましたけれど、特に問題はないと思いますので、これで了承いただけますでしょうか。

(委員全員意義なし 報告事項了承)

菅谷委員長)

では、これについてはこのスケジュールでお願いいたします。

(9) 報告事項第8号 7月8日給食の献立を変更した経緯と今後の対応について

菅谷委員長)

では、続きまして、報告事項第8号 7月8日給食の献立を変更した経緯と今後の対応について、学務課より資料説明をお願いします。

<学務課長 資料説明>

菅谷委員長)

たまたま、1件でおさまっているということで、ある意味ではほっとしているのですが、内容的には非常に重要な問題が含まれていると思います。今後の経過をよく見守っていただきたいと思います。

三田教育長)

これについては、土日を挟んで非常に困難な対応でしたが、すぐに保健所に指導を受けながら対応し、二次感染に至らない見通しを得ましたが、万全を期するということで対応してきております。

この内容については、直ちに区長並びに副区長に報告し、地元の区議会議員やPTA会長等も含めて緊急態勢をとり、どんな場合でも対応できるよう準備しながら月曜日にこの通知によって、保護者及び関係者に周知しました。

本校は中国籍の子供が多いため、学校から文書を出しても通じなかったりしたら困るということで、教育センターの力を借りて文書の翻訳をしてもらいました。子供たちに指導するときも、中国語の通訳の先生に来ていただいて、ご指導いただきました。

この件については、業者に非常に課題があると思っておりますので、引き続き2回目の聞き取りを行い、厳正な指導を監督者の立場からやりたいと思っております。また追ってご報告させていただきます。

(10) 報告事項第9号 豊島区立池袋本町・池袋中学校小中連携校落成式次第

菅谷委員長)

続きまして、報告事項第9号 豊島区立池袋本町・池袋中学校小中連携校落成式次第について、庶務課より資料説明をお願いします。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

9月10日に落成式がございますので、各位出席をお願いします。

(11) 報告事項第10号 池袋中学校運動場整備その他工事請負事業者について

菅谷委員長)

それでは、続きまして、報告事項第10号 池袋中学校運動場整備その他工事請負事業者について、学校施設課より資料説明をお願いします。

<学校施設課長 資料説明>

菅谷委員長)

今までも連携校関係の工事については、いろいろこれまでも議題にあがりましたが、今回は、工事請負事業者が変わったということのご報告でございます。

(1) 第23号議案 臨時職員の任免について(学校・幼稚園事務補助職員の退任)

(7) 報告事項第6号 臨時職員の任免について(教育支援員の新任・退任)

(8) 報告事項第7号 臨時職員の任免について(学校開放管理員の再任)

菅谷委員長)

それでは、最後に第23号議案、それから報告事項第6号、7号、これが人事案件でございます。報告と一緒に一括して、結論を出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

<教育センター 資料説明>

<庶務課 資料説明>

**人事案件のため非公開**

(委員全員異議なし 第23号議案了承)

(委員全員異議なし 報告事項6号、7号了承)

(午後2時55分 閉会)